

ひとり親家庭の皆様へ

◆児童扶養手当のお知らせ◆

児童扶養手当とは、父または母がいない状態の家庭で、児童を監護している父、母または養育者に手当を支給します。ただし、公的年金を受けている方（受けることができるようになった方を含みます。）は、受給することはできません。

なお、手当の支給は対象児童が18歳に達した日の属する年度末（障がいのある児童は20歳）までです。

【対象児童】

- ▽父母が離婚した児童
 - ▽父または母が死亡した児童
 - ▽父または母が政令で定める障がいの状態にある児童
 - ▽父または母が生死不明な児童
 - ▽父または母が1年以上遺棄している児童
 - ▽父または母が1年以上拘禁されている児童
 - ▽母が婚姻によらないで生まれた児童
 - ▽母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童
- ※申請者および扶養義務者の所得により全部支給・一部支給・支給停止を決定します。

【現在受給されている方へ】

8月31日（土・日曜日を除く）までに現況届けを提出してください。この届けの提出が遅れたり、提出しなければ、支給が遅れることがあります。また、2年間提出しないと自動的に手当を受ける資格を失います。

●持参するもの

児童扶養手当証書・住民票（世帯全員が記載されたもの）・印鑑・養育費等に関する申告書・一部支給停止適用除外事由届出書（対象者のみ）・その他添付書類。

詳しくは、市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口 ☎32・2114）まで。

◆医療費助成制度のお知らせ◆

ひとり親家庭等の福祉の向上および保健の増進を図るため、ひとり親家庭等の親またはこどもの入院医療費の自己負担分を助成する制度があります。助成を希望される方は、市健康増進課まで申請してください。

【助成対象者】

18歳に達した最初の3月31日までの児童がいる世帯で、下記のいずれかに該当される方が、左記児童扶養手当を受給できる所得水準の場合は対象となります。

- ・ひとり親家庭の父または母
- ・ひとり親家庭の父または母に扶養されている児童
- ・父母のいない児童

申請先・お問い合わせは、市健康増進課（市役所1階④番窓口 ☎32・2113）まで。

◆家庭生活支援員を派遣します◆

一時的に生活援助や保育サービスが必要となった母子家庭または父子家庭に対し、家庭生活支援員を派遣する制度があります。

費用は所得に応じて負担が異なり、1時間あたり70円から300円程度となります。

※当制度は事前に登録が必要です。

詳しくは、市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口 ☎32・2114）まで。



自立支援給付金事業

母子家庭の母の就労を支援することを目的に、左記自立支援給付金事業があります。

●自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部（2割、上限10万円）が支給されます。

●高等技能訓練促進費等

母子家庭の母が、指定された資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合、修業期間の全期間（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業している方に限る）に訓練促進費などが支給されます。

自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者の自立を促進するために児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで、継続的な自立、就労支援を実施しています。

詳しくは、市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口 ☎32・2114）まで。